令和5年3月6日午前10時開議場

## 1. 議事日程(第11日目)

- 日程第 1 議案第 3号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 4号 上天草市内野河内コミュニティセンター条例の一部を改正する 条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 上天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 日程第 4 議案第 6号 上天草市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定 について
- 日程第 5 議案第 7号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 8号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第10号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につい て
- 日程第 9 議案第11号 令和4年度上天草市一般会計補正予算(第13号)
- 日程第10 議案第12号 令和4年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第13号 令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算(第4号)
- 日程第12 議案第14号 令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第15号 令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第14 議案第16号 令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3 号)
- 日程第15 議案第17号 令和4年度上天草市水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第16 議案第18号 令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算(第4 号)
- 日程第17 議案第19号 令和5年度上天草市一般会計予算

日程第18	議案第20号	令和5年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
日程第19	議案第21号	令和5年度上天草市診療所特別会計予算
日程第20	議案第22号	令和5年度上天草市介護保険特別会計予算
日程第21	議案第23号	令和5年度上天草市斎場特別会計予算
日程第22	議案第24号	令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算
日程第23	議案第25号	令和5年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第24	議案第26号	令和5年度上天草市電気事業特別会計予算
日程第25	議案第27号	令和5年度上天草市水道事業会計予算
日程第26	議案第28号	令和5年度上天草市下水道事業会計予算
日程第27	議案第29号	令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第28	議案第30号	市道路線の廃止及び認定について
日程第29	議案第31号	財産の取得について
日程第30	議案第32号	和解について
日程第31	議案第33号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約
		の一部変更について
日程第32	同意第 1号	上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		て
日程第33	同意第 2号	上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		7
日程第34	同意第 3号	上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		て
日程第35	同意第 4号	上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		て
日程第36	同意第 5号	上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		7
日程第37	同意第 6号	上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		て
日程第38	同意第 7号	上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		て
日程第39	同意第 8号	上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ
		て
日程第40	同意第 9号	上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ

7

日程第41 同意第10号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第42 同意第11号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについ て

日程第43 議案第34号 令和4年度上天草市一般会計補正予算(第14号)

日程第44 報告第 5号 専決処分の報告について

日程第45 陳情・請願等の取扱いについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長 桑原 千知

 1番
 北垣
 洋
 2番
 井手口隆光
 3番
 木下
 文宣

 4番
 何川
 誠
 5番
 塩田
 真一
 6番
 嶋元
 秀司

 7番
 田中
 辰夫
 8番
 何川
 雅彦
 9番
 宮下
 昌子

 10番
 西本
 輝幸
 11番
 髙橋
 健
 12番
 小西
 涼司

15番 田中 万里

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 堀江 隆臣 副 市 長 長 村田 一安 教 育 長 高倉 利孝 長 山下 正 務 部 総 市民生活部長 経済振興部長 山本 一洋 水野 博之 坂田 結二 企画政策部長 建 設 部 長 岩永 裕一 健康福祉部長 濵﨑 裕慈 教 育 部 長 赤瀬 耕作 上天草総合病院事務部長 須﨑 朝幸 水 道 局 長 桑原 成明

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山川 康興 局 長 補 佐 山﨑 大勝 主 幹 四丸 雄介 主 事 松原ちひろ

開議 午前10時00分

○議長(桑原 千知君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日、本会議の開催に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(何川 雅彦君) おはようございます。

本会議の開催に先立ちまして、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案等は、議案第34号、令和4年度上天草市一般会計補正予算(第14号)及び報告第5号、専決処分の報告についての2件です。

まず、議案第34号につきましては、本日の本会議に上程後、提案理由説明、質疑を経て、委員会へ付託することに決定しました。

次に、報告第5号につきましては、本日の本会議に上程後、執行部からの報告となります。なお、追加議案に対する質疑は通告を不要とすることに決定いたしますので、併せて御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(桑原 千知君) お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御 異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定しました。本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申合せのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意願います。

日程第 1 議案第 3号 上天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(桑原 千知君) 日程第1、議案第3号、上天草市手数料条例の一部を改正する条例の 制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、宮下昌子君。

**〇9番(宮下 昌子君)** おはようございます。よろしくお願いします。

この条例の改正ですけれども、個人番号カード保持者に対して手数料を減免するものですが、 市に入る手数料は少なくなると思います。試算しているのであれば、その額はどれぐらいなのか。 また、影響などをお尋ねいたします。

- 〇議長(桑原 千知君) 市民生活部長。
- **〇市民生活部長(水野 博之君)** おはようございます。お答えいたします。

令和4年4月から令和5年1月までの10か月間におけるコンビニ交付サービス利用件数は1,303件、月平均130件であり、内訳として、戸籍謄本・抄本が448件で約34%、住民票などその他のサービス利用件数が855件で、約66%となっております。この間の手数料収入額としては、45万8,100円であり、これを今回の条例改正内容に当てはめますと、21万9,900円となり、約52%、23万8,200円の収入減となります。

個人番号カードの交付率をもとに単純な試算は難しいところですが、仮に、年間 5 , 0 0 0 件のサービス利用を見込みますと、約91万5,000円程度の減収が見込まれるところであり、当該業務に係る窓口での取扱い件数は年間約 3 万件で推移していることから、窓口の取扱い件数については、約 2 0 %程度軽減されることとなります。

市政に及ぼす影響については、短期的に見ますと、手数料の減収となりますが、窓口取扱い件数の減少から、窓口待ち時間の軽減による市民サービスの向上、人的経費の削減が見込まれ、長期的な視点では経費削減効果が期待できるものであり、加えて個人番号カードの取得率向上に寄与するものと考えております。

以上です。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- **〇9番(宮下 昌子君)** 年間 5,000件ぐらいで試算されたわけですけれども、この条例を 改正することによって、もっとたくさんの人たちが個人番号カードを申請するということだと 思います。これは、県内における実施自治体の現状、まだそんなに私は聞いてないんですけれ ども、県内の実施自治体はほかにあるのかどうかをお尋ねいたします。
- **〇議長(桑原 千知君)** 市民生活部長。
- ○市民生活部長(水野 博之君) 令和5年2月末現在、熊本県内において、コンビニ交付サービスを導入している自治体数は12市8町、そのうち、窓口交付よりコンビニ交付の手数料を安く設定しているのは、7つの自治体という状況でございます。令和5年3月末までの期間限定で、コンビニ交付手数料を10円にしている自治体、これは、熊本市と玉名市ということになりますけれども、これを除きますと、戸籍謄本抄本で最も安く交付手数料を設定しているのは、菊池市・宇土市・宇城市の300円、戸籍謄本抄本以外の証明書では、宇城市の150円という状況でございます。
- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- **〇9番(宮下 昌子君)** 分かりました。この個人番号カードというのは任意です。上天草市のカード所持者というのは、この間、初日に市長の施政方針の中にありましたが、現在55.4

5%ということでした。ということは、やはり約半数の方は、まだ作ってないということで、 今回この条例を改正されると、対象外となると思います。個人番号カードというのは、任意で すので、この条例改正することが差別化というか、不平等になると思うんですが、その点につ いては、いかがお考えでしょうか。

- **〇議長(桑原 千知君)** 市民生活部長。
- ○市民生活部長(水野 博之君) 先ほど申し上げましたとおりに、窓口での待ち時間が少しでも軽減されることになるかと思いますので、窓口の取扱い件数としては、年間を考えますと、16万件ほどその他含めるとあります。その中で少しでも窓口で待ち時間を少なくするために、マイナンバーカードを所有されている方々がコンビニでそういった証明書を取得されることで、窓口の取扱い件数の軽減がつながれば、市民サービスの向上になるのかと考えております。
- **〇議長(桑原 千知君)** ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認めます。
本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 2 議案第 4号 上天草市内野河内コミュニティセンター条例の一部を改正 する条例の制定について

- ○議長(桑原 千知君) 日程第2、議案第4号、上天草市内野河内コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑はありませんか。 「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- **〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第 3 議案第 5号 上天草市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第3、議案第5号、上天草市人権擁護に関する条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたします。

日程第 4 議案第 6号 上天草市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長(桑原 千知君) 日程第4、議案第6号、上天草市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 5 議案第 7号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(桑原 千知君) 日程第5、議案第7号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 6 議案第 8号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(桑原 千知君) 日程第6、議案第8号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本 案については質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 7 議案第 9号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて

○議長(桑原 千知君) 日程第7、議案第9号、上天草市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし

ます。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第 8 議案第10号 上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第8、議案第10号、上天草市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたしました。

日程第 9 議案第11号 令和4年度上天草市一般会計補正予算(第13号)

○議長(桑原 千知君) 日程第9、議案第11号、令和4年度上天草市一般会計補正予算(第13号)を議題といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(桑原 千知君) 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。
- **〇議長(桑原 千知君)** 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、宮下昌子君。

- **○9番(宮下 昌子君)** 44ページですけれども、2号橋商店街地域おこし協力隊活動報償費が、マイナス209万7,000円ということで計上してあります。この2号橋商店街の地域おこし協力隊というのは、多分これマイナスというのは途中で辞められたからということだと思います。概要説明にもありますが、これまでも何人か途中で辞められてるんじゃないかと思うんですけども、その途中で辞められた理由は、どのように考えておられるんでしょうか。
- 〇議長(桑原 千知君) 経済振興部長。
- **〇経済振興部長(山本 一洋君)** おはようございます。お答えいたします。

2号橋商店街の地域おこし協力隊につきましては、これまでに2人の協力隊員が任期の途中で 退任となっています。退任の理由につきましては、1人目は、結婚による転居、その後就任され たもう1人の方は、コロナ禍の影響もあり、求められていた活動を行うことが難しかったことや、 関係する事業者と密に連携を図ることが難しかったなどが要因ではないかと考察しているところ でございます。

以上です。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) 昨年の3月に退任されたということなんですけれども、この12月まで応募がなかったということで概要では説明されております。もう今既に3月に入りましたが、現状はどうなっているのか。それと、新年度も募集されるようですけれども、今、部長が言われたように、一人は転居、一人は連携を図ることが難しかったということで、そういう理由があって辞められてるんですけども、もう2人も辞められたということで、少し募集形態を変えなければ、また同じことになるのではないかと思うんですけれども、その辺はどんなふうに考えていらっしゃるんでしょうか。
- 〇議長(桑原 千知君) 経済振興部長。
- ○経済振興部長(山本 一洋君) お答えいたします。現在も応募はなく、募集を継続している 状況でございます。令和4年度の募集につきましては、地域おこし協力隊が活動しやすいよう に、2号橋に限定することなく、活動範囲を上天草市全域の商店街を活動の対象に広げ、募集 を行っているところであり、現在まで問合せは2件ほどあっています。

経済活動は、ウイズコロナのフェーズに入っており、商店街の活性化がさらに必要になってくることとなりますので、新年度につきましても、活動範囲を上天草市全域の商店街を対象として募集を継続していくこととしています。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- **〇9番(宮下 昌子君)** 上天草市にとっては、こういう地域おこし協力隊の方々がしっかり活動していただくことがいいことなので、やはり途中で辞められることのないようですね。行政としても、その辺のことは、きちっと指導していかなければならないと思いますので、その辺はきちんとお願いいたします。
- **〇議長(桑原 千知君)** 答弁いいですか。
- **〇9番(宮下 昌子君)** はい。いいです。
- **〇議長(桑原 千知君)** ほかにございませんか。
- **〇議長(桑原 千知君)** 宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) 別件です。同じページですけども、デジタルプレミアム食事券発行運営業務委託料3,400万についてですけども、これは、概要を見てみますと、電子商品券を発行するということです。それで、天草市でやってるかなと思うんですけど、この事業の概要と実施することでのメリットデメリットがどんなのがあるかということを、まず、お聞きいたします。
- **〇議長(桑原 千知君)** 経済振興部長。
- **〇経済振興部長(山本 一洋君)** 本事業の目的は、コロナ禍で疲弊した地域の飲食店等を支援 し、市内経済の回復を図ることが一つ。もう一つは、国が推進するキャッシュレス決済やデジ タル化に対応した市内の経済基盤をつくることです。

事業の概要としましては、まず、将来的に、地域のお金が地域内で循環するための地域通貨が 運用できるようスマートフォン等を活用し、加盟店に設置するQRコードを読み込むことで代金 の決済ができるデジタル決済システムを構築します。その構築したシステムを使いまして、今回 は、市内の飲食店で使えるデジタルプレミアム商品券を発行し、コロナで疲弊した市内の飲食店 の利用促進を行います。プレミアム率を40%としており、消費者には、市内飲食店の利用やシ ステムアプリの導入を促すこととしております。

事業のメリットですが、まずは、システム構築のメリットとしまして、地域通貨の運用を行えるシステムを構築し、これを普及させていくことで、将来的には、できるだけお金が市外に出ないような経済の地域循環の土台が整うこと。市が実施する各種給付金等の交付事業・ポイント事業等のデジタル化も可能となり、迅速な対応や経費の削減につながります。事業者には、今後必須となっていきますキャッシュレス決済のメリットを感じてもらうこと等が挙げられます。

プレミアム商品券の発行のメリットとしましては、プレミアム商品券を発行することで、消費者は、通常よりもお得に外食ができることや、飲食店は、外食の機会が増えることで飲食店の利用促進・売上げ増加にもつながり、ひいては、食材納入業者等の取扱量の増加にもつながることなどが挙げられます。

今回の事業は、飲食店の支援に合わせてデジタル化を促進するもので、財源としましては、コロナ交付金を活用しており、特にデメリットはないと思われます。ただし、次年度以降のランニング費用はどうしても発生しますので、将来的に地域通貨として運用していく場合には、この負担をどうしていくかという課題はあるものと考えております。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) 今、説明いただいたように、スマートフォンでの利用ということになるということですけれども、スマホは今現在結構高齢者の方も持っていらっしゃいますが、通話だけで、その利用というものが、いろんな機能がついてる利用をできる人は少ないというふうに思います。それで、市民の皆さんの何割ぐらいが利用できるというふうに推測しておられるんでしょうか。
- **〇議長(桑原 千知君)** 経済振興部長。
- **〇経済振興部長(山本 一洋君)** 総務省が発表しています、令和3年のスマートフォン保有状況は、74.3%となっており、本市においても、同程度の保有率と捉えており、市民の約7割は利用できる状況ではないかと考えております。
- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) 先ほど言ったように、スマホを持っていても、その機能を使いこなしてる人は少ないんですよね。そういう人たちもいるので、7割の人たちが利用できるというふうにはとても考えられないんですけど、スマホを持ってても、利用できるようにどういう援助をされるのか。利用出来ない人たちにとっては、この事業は不公平になると思うんですけれども、皆さんが利用できるようにしていかなければいけないし、スマホを持ってない人、あと3

割、そういう人たちも利用出来ないわけですけども、そのことについては、どういうふうにお考えですか。

- 〇議長(桑原 千知君) 経済振興部長。
- ○経済振興部長(山本 一洋君) 今、議員がおっしゃられたような課題があるということは、私たちも認識しております。その課題を解決するために、スマートフォンの普及、アプリの普及が前提であり、今回は、それを進めるための事業であります。スマートフォン等のデジタル機器は、これからの生活手段として必要なものとなっており、今回のプレミアム商品券をきっかけに、スマートフォンを持っていただくこと、システムアプリを入れていただくことを、一つの目的としております。このような事業を何度か繰り返していくことや、行革デジタル戦略課が実施しているスマートフォン教室など併せてスマートフォンやシステムアプリの普及につなげていくことを期待しております。同時に、現在必須となりつつありますキャッシュレス決済につきましても、市内の事業者に推進していくために、今回はデジタル対応の事業として実施するものでございます。
- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- **〇9番(宮下 昌子君)** 3回しましたので、もう出来ないと思いますが、このことについては、 委員会でも、もっと市民の皆さんが利用しやすいような援助をすべきなので、もうちょっと委 員会でも議論をしていただきたいというふうに思います。

次、47ページですけども、カントリーパーク花海好法面改修工事1,800万ですけど、これは、概要では、工事変更によって、当初の200万ぐらいから工事費が1,850万に増額になっています。 それで、この変更内容と経緯ですが、当初の工事費当初予定が200万とありますが、この200万を最初されるときに、これが分からなかったのかどうかということもあると思いますが、その変更内容と経緯について、お尋ねします。

- 〇議長(桑原 千知君) 建設部長。
- **〇建設部長(岩永 裕一君)** よろしくお願いします。

カントリーパーク花海好公園法面改修工事につきましては、当初、法面保護を目的に、植生マットを用いた工法を予定し、令和4年度当初予算に、工事費200万6,000円を予算計上しておりました。

変更内容及び経緯につきましては、当該法面において、昨年6月の大雨時に、当初の施工区間に隣接する法面からも落石が見られたため、令和4年9月補正において、設計に係る予算を確保し、改めて専門業者による現地調査及び設計を行ったところでございます。現地調査の結果、当初の工事箇所以外に、落雪等の危険が高い箇所が複数確認されたことから、工事の施工範囲が拡大したものでございます。

また、法面保護の対策工法を検討したところ、当初の植生マット工法では、落石や斜面の崩壊を抑えることが困難であるという結果になり、安全性、施工性、維持管理等から工法を選定いたしまして、簡易吹付法枠による施工が適当であると判断に至ったところでございます。

これらのことから、工事施工範囲及び事業費が大幅に変更となり、予算が増額することとなりました。

以上でございます。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- **〇9番(宮下 昌子君)** ここの公園については、これまでもずっと雨やら台風やらで、ずっと被害があって改修というか工事をされてきてるんじゃなかったかなというふうに思います。それで、やはり崩れやすいところかなと思いますが、その辺を考えても、当初計画時に最初からそういう工法にするということを考えられなかったのかなということが気になりました。

この公園については、大矢野町には児童公園といいますか、そういう公園が少ないということで、今度新大矢野図書館の横にも公園ができることになっておりますが、今現在、ここの公園の利用数、市民及び観光客ですけど、この3年ぐらいはコロナ禍で観光客も減りましたし、少なくなっているとは思いますが、過去5年間で利用数などが、観光客の把握はかなり難しいかもしれませんが、その辺のことについてお尋ねします。

- 〇議長(桑原 千知君) 建設部長。
- **〇建設部長(岩永 裕一君)** 市民及び観光客の花海好公園の利用者数につきましては、全てを 把握しておりませんが、イベントや遠足などの大人数で当公園を利用する際は、市への申請が 必要なことから、それらに係る人数のみを把握しているところでございます。

過去 5 年間の利用者数につきましては、平成 2 9 年度が 1 , 1 5 9 人、平成 3 0 年度が 1 , 0 8 1 人、平成 3 1 年度が 9 6 5 人、令和 2 年度が 6 6 1 人、令和 3 年度が 6 1 9 人となっております。本年度は、 2 月末現在で 6 4 2 人となっているところでございます。

以上です。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) 観光客などは、そんなには把握出来ないとは思いますが、今お聞きした数字を見ていくと、コロナ前から減ってるかなと思いますが、もう少しPRすることと、それと、安全性については、もうその都度、改修はしてこられていると思いますけれども、もう少し皆さんに知ってもらうということをしながら利用する人を増やしていくということもしていかないといけないかなと思いますので、その辺のことは、どんなお考えでしょうか。
- **〇議長(桑原 千知君)** 建設部長。
- ○建設部長(岩永 裕一君) 花海好公園につきましては、昨年度から、遊歩道の防護柵等については、現在、木製で老朽化が進んでいるため、擬木の防護柵などに改修を行っているところでございます。また、令和5年度の当初予算におきまして、展望台の改修工事を予定しておりまして、工事が完成いたしますと、市民の皆様にも広報等でお知らせをして、多くの方に利用していただきたいと考えるところでございます。
- **○議長(桑原 千知君)** 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。 [「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(桑原 千知君) 以上で、経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。
- **〇議長(桑原 千知君)** 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は、予算 決算常任委員会に付託いたしました。

日程第10 議案第12号 令和4年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補 正予算(第3号)

- ○議長(桑原 千知君) 日程第10、議案第12号、令和4年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を議題といたします。本案について質疑ありませんか。 [「質疑なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたしました。

日程第11 議案第13号 令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算(第4号)

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第11、議案第13号、令和4年度上天草市診療所特別会計補正 予算(第4号)を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第14号 令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(桑原 千知君) 日程第12、議案第14号、令和4年度上天草市介護保険特別会計補 正予算(第3号)を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認めます。

本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第15号 令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算 (第3号)

○議長(桑原 千知君) 日程第13、議案第15号、令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について質疑ありませんか。 [「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第16号 令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(桑原 千知君) 日程第14、議案第16号、令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第17号 令和4年度上天草市水道事業会計補正予算(第4号)

**○議長(桑原 千知君)** 日程第15、議案第17号、令和4年度上天草市水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第18号 令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算 (第4号)

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第16、議案第18号、令和4年度上天草市立上天草総合病院 事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第17 議案第19号 令和5年度上天草市一般会計予算

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第17、議案第19号、令和5年度上天草市一般会計予算を議題 といたします。

まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。 9番、宮下昌子君。

- **〇9番(宮下 昌子君)** 4 9ページですけれども、大矢野庁舎駐車場整備工事実施設計業務委 託料1,000万ほどですけども、これは、概要説明にはなかったんですけれども、現在の駐車場が どうなるのか。具体的に説明をお願いします。
- 〇議長(桑原 千知君) 総務部長。
- ○総務部長(山下 正君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

この委託料につきましては、大矢野庁舎南側にあります木造の第二書庫を解体した後、その跡 地及び令和3年度に購入した隣接地を含めて、南側駐車場全体の整備工事に係る実施設計業務委 託費を計上しているところでございます。

現在の南側駐車場は、経年劣化によりまして、路面が著しく損傷しており、区画線が薄くなっていることに加え、場内を逆走する車両や市道から国道に通り抜ける車両が多く、交通事故が危惧される状況でございます。そのような状況を改善するために、具体的には、駐車場内の動線の変更、路面の舗装の打ち替え、区画線の塗り替え、身体障害者用駐車場の増設と屋根の設置、電気自動車の急速充電設備、庁舎入り口サインなどの整備を計画しているところでございます。以上でございます。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- **〇9番(宮下 昌子君)** 今現在、書庫と隣の住宅ということですが、これは、駐車場も広くなるということで、入りやすくなるということで、市民にとってはいいことかと思いますが、解体し、そして、工事をしなければなりませんが、今後の計画については、どうなってるんでしょうか。
- 〇議長(桑原 千知君) 総務部長。
- ○総務部長(山下 正君) 書庫棟の解体につきましての設計は、令和3年度で完了はしております。駐車場の整備の工事費に関しましては、一応、令和6年度以降で考えているところではございます。
- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) 分かりました。次に行きます。56ページですけども、地域活性化企業人負担金559万2,000円ですけれども、これは、外部企業から社員を受け入れて事業を行うということなんですけれども、概要ではあまり詳しくは分かりませんので、具体的にどういうことか。そして、どんな効果があると考えておられるのか、お聞きします。
- 〇議長(桑原 千知君) 企画政策部長。

**〇企画政策部長(坂田 結二君)** おはようございます。よろしくお願いいたします。

地域活性化企業人の制度につきましては、三大都市圏に所在する企業などの社員を一定期間受入れて、そのノウハウや知見を生かしながら、地域独自の魅力や価値の向上などにつながる業務に従事してもらう制度でございます。6か月以上3年以内の受入期間に要する経費につきましては、地域活性化企業人一人当たり年間560万円を上限として、特別交付税の算定対象とするものでございます。本予算において、受入れ予定の地域活性化企業人につきましては、令和3年度から推進している釣りを軸にしたブルーツーリズム事業に従事していただくこととしております。本事業におきましては、釣り・食・泊・観光を組合せたオールインワンパッケージの構築などに取り組むこととしておりまして、特に、ウェブを活用したプロモーション施策については、全国に周知するためにも充実させる必要があると考えております。

このこともありまして、プロモーションの強化にあたりましては、受入れ予定の地域活性化企業人がウェブ関係に精通していることから、ブルーツーリズム事業のさらなる充実が図られるものと考えております。

また、受け入れる予定の企業につきましては、テレワークによる業務推進にも取り組まれていると思われていることから、3年経過後におきましても、市に定住しながら、東京に所在する派遣元企業の業務に従事することも可能でありまして、市への定住にもつながるものと期待を寄せているところでございます。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) 今の説明をお聞きして、大体受け入れる企業は、どういうとこかというのも決まっているということだと思いました。6か月から3年間ということですけども、この事業が、受入れた外部の社員の方がいなくなっても、ここでそういう事業が引き続き出来ていけるような体制づくりをしないといけないと思うんですけど、その辺は、どう考えておられるんでしょうか。
- 〇議長(桑原 千知君) 企画政策部長。
- **〇企画政策部長(坂田 結二君)** いなくなるというよりも、こういう人たちを活用して、ウェブ関係の詳しい人を活用しまして、プロモーション関係を充足させようという取組になりますので、そういったことがないように活用していきたいというふうには考えております。
- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- **〇9番(宮下 昌子君)** 失礼しました。その後も続けてここに移住してきて仕事ができるよう にということで、先ほどおっしゃったですね。

次に移ります。57ページですけども、地方バス運行等特別対策補助金ですけれども、公共交通に関しては、事務的には、新年度の10月から、乗り合いタクシーへの移行が進んでおります。 乗り合いタクシーへの予算は増えているんですけど、バスの予算は前年度と変わらないと思いましたが、その理由と、今後の補助金がどうなっていくのかについて、少しお伺いします。

〇議長(桑原 千知君) 企画政策部長。

**〇企画政策部長(坂田 結二君)** 地方バス運行など特別対策に係る運行費につきましては、上 天草市生活交通維持費補助金交付要綱第9条第1項の規定によりまして、補助対象期間は、産 交バス株式会社の会計年度に合わせて、前年10月1日から当年の9月30日までと定めてお ります。

よりまして、令和5年度当初予算に計上する本補助金につきましては、対象期間が、乗り合いタクシーへ移行する令和5年10月1日の前でございます。令和4年10月1日から令和5年の9月30日までの1年間というふうになりまして、その運行実績に基づき算定をしていることから、運行におけるキロ単価の上昇を考慮しまして、前年度の補助金額と比べると、300万円程度増加の1億3,800万円程度を見込んでいるところでございます。

一方で、乗り合いタクシーの補助金につきましては、廃止する路線バスの代替といたしまして、令和5年10月から、新たに大矢野町の一部地域、松島町、姫戸町及び龍ヶ岳町に乗り合いタクシーを導入するため、半年分の運行経費に係る補助金1,000万円程度増加の1,800万円程度を見込んでいるところでございます。

今後の補助金の展望といたしましては、令和6年度の地方バス運行等特別対策補助金につきましては、令和5年10月からの実績をもとに算定をされ、また、乗り合いタクシー補助金を見直しによって増加した分が1年分となることを考慮して算定しますと、削減額は2,800万円程度と見込んでおります。その後は、少しずつではありますが、削減額は増えていく見込みであると私たちは考えております。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- **〇9番(宮下 昌子君)** 分かりました。乗り合いタクシーへ移行しますので、このバスへの補助というのは減っていくと思います。乗り合いタクシーへ移行するということは、住民にとっても便利になると思いますので、より利用しやすいような形態にしていただければというふうに思います。
- **〇議長(桑原 千知君)** 答弁いいですか。
- **〇9番(宮下 昌子君)** いいです。
- **○議長(桑原 千知君)** ほかにございませんか。以上で通告による質疑は終わりました。ここで、髙橋議員から通告がないということで発言を求められましたので、発言を許します。
  - 11番、髙橋健君。
- ○11番(髙橋 健君) 48ページ、光熱水費1,277万4,000円とございますけれども、たまたまこの総務のほうで、私質疑はしますけれども、今年度におきましては、全ての光熱費に関して、恐らく多額な増加が予想されてると思います。恐らく前年度に比べると、15%から20%ぐらい光熱費上がってくると思います。当然、幅が大きいのは、今まで執行部としてかなり努力をされて、光熱費を抑えられてきたことは、努力されてることは周知しておりますけれども、今般の値上げによって、かなりの増加が全ての公共施設を合わせると相当な額になると思われます。今から、今後、公共施設におきましては、やはり持続可能な公共施設の在り方な

どをしっかりやっぱり考えてほしいなということと、全ての委員会で指定管理に出していると ころがございます。そこら辺に関しての今年度の予算がしっかり勘案されて予算が組んである のかというのを、各委員会にしっかり審議をしてほしいなということを、この場面でお願いを しておきます。答弁は要りません。

○議長(桑原 千知君) ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(桑原 千知君)** 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。
- ○議長(桑原 千知君) 次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。 質疑の通告がありますので、発言を許します。 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) 103ページですけれども、農林水産業費有害鳥獣捕獲委託料1,200万ほどですけど、これは、前年度と同じ予算額でした。今、市民の皆さんから、この有害鳥獣の被害が増えてるということで、イノシシの被害もそうですけど、そのほかにも鳥ですかね。市民の方から、とにかく近辺に出てきて困っているという声をたくさん聞きます。もう少し予算を増やして被害を減らす努力をすべきだと思うんですけども、今現在の捕獲数といいますか、そういうのと、今後どういうふうにしていくか。近辺にものすごく出てるということですので、その辺の近況とかについてお伺いします。
- **〇議長(桑原 千知君)** 経済振興部長。
- ○経済振興部長(山本 一洋君) 有害鳥獣捕獲委託料の当初予算につきましては、上天草市鳥獣被害防止計画のイノシシの捕獲頭数1,600頭をもとに予算計上したものです。イノシシの捕獲実績につきましては、令和2年度が1,574頭、令和3年度が1,492頭、令和4年度の見込みを1,543頭と見込んでおりまして、近年、捕獲数を下回っている状況でございます。

令和5年度の取組の中で、毎月の捕獲実績により予算不足が想定される場合は、補正予算において対応していくこととしているところでございます。

有害鳥獣対策の今後の展望としましては、イノシシ被害に対する電気柵の設置など、農業者による農作物への被害対策は進んでおりますが、住宅付近へのイノシシの出現が増加しており、地域住民で取り組む県の補助事業の餌付けストップ有害鳥獣対策事業などの推進と、上天草市猟友会による捕獲駆除活動により、生態数の減少を図ることとしております。生態を減少させる捕獲駆除のためには、狩猟免許保有者の育成が必要でありますので、上天草市鳥獣被害対策協議会では、市内狩猟者への技術向上を図るため、熊本県狩猟者緊急確保育成事業を今年度も実施しており、令和5年度も実施予定としております。

また、熊本県が主体となりまして、一定の地域を指定して、認定事業体がイノシシ等の捕獲を 行う指定管理鳥獣捕獲等事業があり、令和5年度は、維和島を対象の候補に挙げられております ので、もし、選定された場合は、県と連携し、事業の実施に取り組むこととしております。 今後も、国県などの補助事業を活用しつつ、上天草市猟友会と連携し、地域住民の皆さんの協力も得ながら、追い払い、捕獲、駆除に取組み、農業振興と住民生活の安全確保に努めていくこととしております。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) 今、イノシシのほうなんですけども、捕獲といいますか、そんなに年々増えているということではないようですけれども、免許を持ってる人たちが今減ってきてるのもあるのかなとは思うんです。それで、猟友会の方々で、その免許を持つ人を増やすということと、それと、今、住宅街に出てきてるのが多いので、特に、樋島とか龍ヶ岳なんかでは、もう家の周りにピンクのリボンみたいなのがいっぱい張ってあって、玄関にも入られないぐらいになってるとこが結構あるんですね。ということは、やはり住宅街に相当入ってきてるんじゃないかと思いますので、高齢者とか子供とかは怖いということもありますので、極力そういう住宅街に出てきた場合の対策というか、すぐ対策をとるとかいうことも含めて、今後、もう少し捕獲というか、増やしていかないといけないと思うんですけども、さっき部長も言われたように、予算が足りなくなれば、ぜひ、補正で増額していただいて、これには、もっと力を入れていただきたいというふうに思います。
- 〇議長(桑原 千知君) 経済振興部長。
- ○経済振興部長(山本 一洋君) 捕獲免許をお持ちの方につきましては、大矢野町のほうでは、 認定農業者の方が自分たちで免許取られて、そういった対応をされておりますが、どうしても 姫戸、龍ヶ岳の方たちの免許の保有者が減少傾向にあります。そういったこともありますので、 先ほど申しました県の餌付けストップ事業とか出前講座のほうでも、イノシシのを設けており ますので、ぜひそういったのを利用いただければというふうに考えております。
- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) お願いします。では、次にいいですか。106ページですけども、新規漁業就業者支援事業補助金1,600万ほどですけど、これは、前年度にはない補助金だと思いますが、一応、概要にも少し説明はありました。この事業の概要を、もう少し詳しく教えていただきたいというのと、これは、対象者は、市内外の人に限らず対象になるのかどうか。どういう方たち、例えば、今そういう新しく漁業に就きたいという人たちが実際にいるのかどうかということも含めてお尋ねします。
- **〇議長(桑原 千知君)** 経済振興部長。
- ○経済振興部長(山本 一洋君) 新規漁業就業者支援事業補助金は、年々減少しています本市の基幹産業であります水産業の担い手育成、確保を目的として、新たに漁業へ就業する方を支援するために、令和5年度から創設する事業でございます。

本市における漁業就業者の全体像としましては、全額で実施されている漁業経験が1年未満の 方を対象とした最長3年間、1か月当たり28万2,000円が給付される国の事業があります。この 国の事業を最大限活用しながら、市の事業では、国の長期研修を受講する前の前段部分として、 長期研修を修了した後の後段部分を中心に支援していきたいと考えております。具体的には、前 段の支援としまして、漁業就業を希望する方、検討されている方への支援や、指導を受ける漁業 者とのマッチングの支援及び国の長期研修事業を受講するまでの順番待ちのつなぎとして、短期 の研修支援を実施してまいります。

後段の支援としましては、国の長期支援で習得した漁法とは別の漁法を取得するためのフォローアップ支援及び前年度所得に応じて最大年150万を給付することで、独立後の経営安定及び定着を目指しております。

これらの事業によりまして、国の長期研修事業と併せて最長5年間の支援を行って、水産業の担い手の育成確保を図ってまいります。

それと、対象者ということでございますが、前段の部分につきましては、漁業経験がなく、上 天草市内で漁業への定着意欲を持っている65歳未満の方としておりまして、移住希望者の方も 対象としております。それと、次に、活用の見込みにつきましては、前段の部分、最初の部分に つきましては、令和3年度から4年度まで、市への新規就業の相談のほうが、1人から3人で推 移していますので、年2人を想定したところで予算を計上しております。

後段の部分は、既に3名の研修生が、今年度から来年度中に国の長期研修を終了しますので、 市内で独立の漁業を就業する見込みでありますので、3人分を計上しているところでございます。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) 国の事業とも併せてということで、最長5年間ということですけども、漁業というのは、かなり朝早かったりいろいろありまして、ハードな事業、仕事ではあると思うんですけれども、実際に、今いらっしゃるようですので、ぜひ、上天草は、漁業者も第一次産業として大きくしていかないといけないと思いますので、こういう制度はとてもいいことだというふうに思いますが、途中でやめたりとかされないように、行政としての補助といいますか、支援といいますか、そういうのもきちんとしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。
- **〇議長(桑原 千知君)** 経済振興部長。
- **〇経済振興部長(山本 一洋君)** 途中途中で、漁業協同組合とか県の方、それと、漁連の方も 入った会議等で、随時、状況は確認してまいりたいというふうなことで、できるだけ途中で抜けられないように、我々としても、最大努力してまいりたいと考えております。
- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) よろしくお願いします。次に、116ページですけども、姫戸白嶽森林公園ジップライン整備工事ですけど、9,700万ほど。これは、2月開業ということですけれども、来年度ですね。寒い時期になります。これから工事をして、2月開業。2、3と、2か月ほどですけれども、運営をどうされるのか。それと、年間の管理運営の予算はどういうふうに試算されているのかをお聞きします。
- **〇議長(桑原 千知君)** 経済振興部長。

○経済振興部長(山本 一洋君) ジップラインの運営につきましては、開業時は、市の直営として、スタッフの雇用や運営などの業務を委託し運営していくこととしております。当面は、直営とし、運営や収支の状況を把握しながら、現在の白嶽森林公園の指定管理の更新時期となる令和8年度からは、指定管理業務に含めて管理者を募集することと考えております。

試算につきましては、令和2年度に行った可能性調査におきまして、収支予測についてもシミュレーションを行っております。この試算によりますと、年間約1,600万円の経費が発生し、5年に1回はワイヤーの交換などのメンテナンス費用が1,000万程度発生しますが、利用料を2,000円、年間の利用者を1万人見込んでおり、10年間の平均収支は黒字となると見込んでいるところでございます。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- ○9番(宮下 昌子君) これから管理していく上で、機械ですので、そういうメンテナンスとかいうのも必要になってきます。それで、相当な費用がかかってくるんだと思いましたけれども、今、試算で年間の利用が1万人。年間でとおっしゃったですかね。1万人。このジップラインだけで1万人寄せようといっても、かなり無理なことかなと思いますので、ここの白嶽森林公園に関しては、ジップラインだけではなくて、ちょっと私も相当な費用がかかると思いますけども、費用対効果として、本当にこれが黒字になる事業なのかなというのは、ちょっと今なるのかなと不安になっていますけれども、ジップラインだけではなくて、この白嶽森林公園そのものをもっと魅力をつくるとか、前にも市長もおっしゃってましたけども、姫戸・龍ヶ岳に観光客を呼ぶための呼び水といいますか、そういうことでおっしゃったと思うんですけど、もっと姫戸・龍ヶ岳のそういう観光のことについても、これだけじゃなくて、もっと力を入れていただきたいなと。そうでないと、人は寄ってこないんじゃないかと思うんですけど、全体的なこのジップラインの工事だけじゃなくて、全体的な姫戸・龍ヶ岳の観光ということも考えていかないといけないとは思います。いかがでしょうか。
- **〇議長(桑原 千知君)** 経済振興部長。
- ○経済振興部長(山本 一洋君) 今、議員が述べられたように、我々としましても、姫戸・龍ヶ岳への誘客促進になる事業だと考えております。民間の方々と一緒になって、そういう周遊できるような施設になるよう、私たちも努力してまいりたいと考えております。
- **〇議長(桑原 千知君)** ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(桑原 千知君) 以上で、通告による質疑は終了しました。 以上で、経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。
- ○議長(桑原 千知君) 次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、以上で、文教厚生常任委員会所管の質疑を終わりま

す。本案は予算決算常任委員会に付託をいたします。

ここで、10分間休憩をします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

日程第18 議案第20号 令和5年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予 算

○議長(桑原 千知君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、議案第20号、令和5年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認めます。

本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第19 議案第21号 令和5年度上天草市診療所特別会計予算

○議長(桑原 千知君) 日程第19、議案第21号、令和5年度上天草市診療所特別会計予算 を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第22号 令和5年度上天草市介護保険特別会計予算

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第20、議案第22号、令和5年度上天草市介護保険特別会計予算を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認めます。

本案は予算決算常任委員会に付託いたしました。

日程第21 議案第23号 令和5年度上天草市斎場特別会計予算

○議長(桑原 千知君) 日程第21、議案第23号、令和5年度上天草市斎場特別会計予算を 議題といたします。本案について質疑ありませんか。 [「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第24号 令和5年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計予算

○議長(桑原 千知君) 日程第22、議案第24号、令和5年度上天草市天草四郎ミュージア ム特別会計予算を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたしました。

日程第23 議案第25号 令和5年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第23、議案第25号、令和5年度上天草市後期高齢者医療特別 会計予算を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第26号 令和5年度上天草市電気事業特別会計予算

○議長(桑原 千知君) 日程第24、議案第26号、令和5年度上天草市電気事業特別会計予算を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第25 議案第27号 令和5年度上天草市水道事業会計予算

○議長(桑原 千知君) 日程第25、議案第27号、令和5年度上天草市水道事業会計予算を 議題といたします。本案については質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第28号 令和5年度上天草市下水道事業会計予算

○議長(桑原 千知君) 日程第26、議案第28号、令和5年度上天草市下水道事業会計予算 を議題といたします。本案について質疑ありませんか。 [「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第27 議案第29号 令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第27、議案第29号、令和5年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第28 議案第30号 市道路線の廃止及び認定について

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第28、議案第30号、市道路線の廃止及び認定についてを議題 といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第29 議案第31号 財産の取得について

**○議長(桑原 千知君)** 日程第29、議案第31号、財産の取得についてを議題といたします。 本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第30 議案第32号 和解について

- ○議長(桑原 千知君) 日程第30、議案32号、和解についてを議題といたします。 これから本案について質疑を行います。質疑の通告がありますので発言を許します。 9番、宮下昌子君。
- **〇9番(宮下 昌子君)** 和解についてですけれども、この件については、市民の皆さんにも、 とっても関心のあることではないかと思います。特に、姫戸・龍ヶ岳で病院を利用されている 方たちからは、いろいろ新聞に載った時点で電話がかかってきたりします。

この事項の中に、令和2年2月10日に行われた記者会見での上天草市長の発言が、本件処分の理由が、原告のパワーハラスメントであるかのような誤解を与えたことを陳謝するとあるん

ですけれども、この私たちには、全員協議会で説明がありましたが、今日は、市民の皆さんも、 画面を通して見ておられると思いますので、このパワハラがなかったということなのか。私たち には、罷免の理由がパワハラではないということで説明を受けたんですけど、その辺のことをも う少しきちんと市民の皆さんに説明しないと、誤解があるように思いますので、このことについ て説明を求めます。

- 〇議長(桑原 千知君) 総務部長。
- **〇総務部長(山下 正君)** よろしくお願いいたします。

そもそも罷免時におきましては、審査会などを開いて、パワハラを認定して処分を行ったわけではございません。その上で、今回、裁判所におきましても、パワハラの有無について判断を下されているわけでもございません。したがって、御質問にお答えできるものがございませんが、今回の和解につきましては、議案書にあるとおり、まず、原告との間で本件処分の理由に関する見解の対立が生じたことに遺憾の意を示すとともに、宮下議員がおっしゃられたとおり、当時の記者会見で、本件処分の理由が、原告のパワーハラスメントであるかのような誤解を与えたことを陳謝するとしてあります。

当時の記者会見におきましては、記者との質疑応答の中で、パワハラの件に質問が集中していきまして、結果、本当はそうではございませんが、処分理由がパワハラであるかのように誤解を与えてしまったことを陳謝するとしているところでございます。

なお、今回の罷免処分の理由は、あくまでも自らの言動により上天草総合病院の円滑な運営を阻害し、設置者である市長との信頼関係を著しく損なった。幹部職員らとの意思疎通が困難などが主であり、その上で公共性の高い総合病院のために、自らが求心力を発揮して健全な病院経営を行うことが困難と判断して処分したものでございます。

以上でございます。

- **〇議長(桑原 千知君)** 9番、宮下昌子君。
- **〇9番(宮下 昌子君)** それと、もう一つ、最後に、訴訟費用は各自の負担とするということになっていますけれども、和解金が120万ということですが、各自の負担ということは、和解金の120万のほかに費用がかかるということですけど、今の段階では金額は分かるんでしょうか。それとも、どうなのかをお尋ねします。
- 〇議長(桑原 千知君) 総務部長。
- ○総務部長(山下 正君) 訴訟費用につきましては、提訴に係る印紙代や切手代がこれに当たります。本市は被告側であるため、印紙代はかかっておりませんし、切手代につきましては、訴訟代理人弁護士に確認したところによりますと、今確認できる範囲では発生していないとのことでございました。

以上でございます。

○議長(桑原 千知君) 以上で、通告による質疑を終了いたしました。ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。 [「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決いたします。議案32号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認め、したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第33号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規 約の一部変更について

○議長(桑原 千知君) 日程第31、議案第33号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託いたしました。

日程第32 同意第 1号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

**○議長(桑原 千知君)** 日程第32、同意第1号、上天草市農業委員会委員の任命につき同意 を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。 「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決いたします。

同意第1号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 御異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は、これに同意することに決定しました。

日程第33 同意第 2号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに ついて

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第33、同意第2号、上天草市農業委員会委員の任命につき同意 を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。 [「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決いたします。同意第2号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。

日程第34 同意第 3号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第34、同意第3号、上天草市農業委員会委員の任命につき同意 を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 討論なしと認めます。

これから同意第3号を採決いたします。同意第3号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

日程第35 同意第 4号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに ついて

○議長(桑原 千知君) 日程第35、同意4号、上天草市農業委員会委員の任命につき同意を 求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。 [「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。 [「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 討論なしと認め、これから同意第4号を採決いたします。同意第4号 は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 御異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は、これに同意することに決定しました。

日程第36 同意第 5号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第36、同意第5号は、上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。 [「討論なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

これから同意第5号を採決いたします。同意第5号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

日程第37 同意第 6号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに ついて

○議長(桑原 千知君) 日程第37、同意第6号、上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。 [「討論なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

これから同意第6号を採決いたします。同意第6号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は、これに同意することに決定しました。

日程第38 同意第 7号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに ついて

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第38、同意第7号、上天草市農業委員会委員の任命につき同意 を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。 「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 討論なしと認めます。

これから同意第7号を採決いたします。同意7号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 御異議なしと認めます。

したがって、同意7号は、これに同意することに決定しました。

日程第39 同意第 8号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに ついて

**○議長(桑原 千知君)** 日程第39、同意第8号、上天草農業委員会委員の任命につき同意を 求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。 「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

これから同意第8号を採決いたします。同意第8号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 御異議なしと認めます。

したがって、同意第8号は、これに同意することに決定しました。

日程第40 同意第 9号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに ついて

○議長(桑原 千知君) 日程第40、同意第9号、上天草市農業委員会委員の任命につき同意 を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

これから同意第9号を採決いたします。同意第9号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 御異議なしと認めます。

したがって、同意第9号は、これに同意することに決定しました。

日程第41 同意第10号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることに ついて

**○議長(桑原 千知君)** 日程第41、同意第10号、上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。 「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(桑原 千知君)** 討論なしと認めます。

これから、同意第10号を採決いたします。同意第10号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 御異議なしと認めます。

したがって、同意第10号は、これに同意することに決定しました。

日程第42 同意第11号 上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

**○議長(桑原 千知君)** 日程第42、同意第11号、上天草市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(桑原 千知君)** 質疑なしと認め、これから討論を行います。討論ありませんか。 [「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 討論なしと認めます。

これから、同意第11号を採決いたします。同意第11号は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(桑原 千知君)** 御異議なしと認めます。

したがって、同意第11号は、これに同意することに決定しました。

日程第43 議案第34号 令和4年度上天草市一般会計補正予算(第14号)

○議長(桑原 千知君) 日程第43、議案第34号、令和4年度上天草市一般会計補正予算 (第14号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。 堀江市長。

**〇市長(堀江 隆臣君)** 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、令和4年度上天草市一般会計補正予算(第14号)の予算議案1件を提出しております。

議案の詳しい内容につきましては、総務部長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

**〇議長(桑原 千知君)** 次に、執行部から議案内容の説明を求めます。 総務部長。

**〇総務部長(山下 正君)** 議案書1ページをお願いいたします。追加議案書1ページをお願いいたします。

議案第34号、令和4年度上天草市一般会計補正予算(第14号)について御説明いたします。 なお、100万円以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,135万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を217億8,773万8,000円とするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正は、20(款)民生費、15(項)児童福祉費、熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金ひとり親世帯事業ほか1件、合計1,135万8,000円を令和5年度へ繰越して事業実施可能とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

70(款)県支出金、15(項)県補助金、15(目)民生費県補助金は、低所得の子育て世帯を支援し、児童世帯の生活環境改善を図るために、熊本県が独自で給付する熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に係る補助金1,135万5,000円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

20(款)民生費、15(項)児童福祉費は1,135万8,000円の増額でございます。主なものといたしまして、20(目)児童手当費が、熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のうち、ひとり親世帯以外のその他世帯分400万円などを増額するものでございます。25(目)母子父子福祉費が、同給付金のひとり親世帯分568万円などを増額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市一般会計補正予算(第14号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。これから質疑を行います。議案第34号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第44 報告第 5号 専決処分の報告について

**〇議長(桑原 千知君)** 日程第44、報告第5号、専決処分の報告についてを行います。執行 部から報告内容の説明を求めます。

総務部長。

**〇総務部長(山下 正君)** 追加議案書 2 ページをお願いいたします。併せて説明資料 1 ページをお願いいたします。

報告第5号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第5号、和解及び損害賠償額の決定について。令和5年1月24日、上天草市松島町合津 7914番で発生した車両損傷事故に関し、令和5年2月28日に専決処分を行い、当該相手方 と損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。

この事故は、松島町合津の海岸駐車場の駐輪場の屋根が強風に飛ばされ、隣接するコンビニの 駐車場に駐車していた和解の相手方使用の普通乗用車に接触し損害を与えたものでございます。 和解の相手方、損害賠償の額、和解事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。 今後、再発防止のため、施設の安全管理について徹底してまいります。 以上で報告を終わります。

○議長(桑原 千知君) 以上で、報告は終わりました。

日程第45 請願・陳情等の取り扱いについて

**○議長(桑原 千知君)** 日程第45、請願・陳情等の取扱いについてを行います。

本定例会において受理した請願・陳情は、御手元に配付の請願陳情文書表のとおり所管の常任 委員会に付託しましたので、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。 3月7日から9日までは、常任委員会を開催し、次の本会議は、 <math>3月13日午前10時から一般質問を行います。本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時32分